

【区制施行により良くなったことの確認】

- ・「戸籍・住民票」などの証明書の発行は、総合窓口で区役所(区民生活課)、協働センターの103業務証明書等発行は利便性向上した。コンビニ交付ができ、さらに市民の身近な場所で交付が可能になり利便性向上した。
- ・政令市移行に伴う事務の移譲
法令等に基づく移譲事務 1,106
事務処理特例条例移譲事務 383 合計 1,489 (国県道の維持管理や教員の移譲も含む)
現在 1,720(特例条例移譲事務のみ)
さらに毎年移譲事務は、増え続けている。
- ・県道・国道の管理が移譲され、国・県・市道などの連携が図られ、市民からの要望に対する整備が迅速になった
- ・宝くじ 県と政令市静岡市とともに浜松市の発行が可能に ・児童相談所(一時保護所)の設置
- ・新市建設計画 239(完了115、実施中124)未着手17、実施困難 50
合計 306(着手率 78.1%、進捗率 80.1%)
- ・区協議会が設置され、市民が市政に参画できる機会が増えた(課題も多いが)一定の地域理解が深まった。
- ・区制というより、合併政令市となり、北遠地域が浜松市になり適正な行政組織となった。
(重複する公共施設など整理された)
- ・都市の格が上がった。(旧浜松市の中核市から政令市20市の仲間入り)
- ・天竜川上流と下流部が同じ行政区となり、一体となった施策を展開できる。
- ・区役所では、市民の身近な行政機関として相談に対応できる。
- ・自治会と地域の各種団体の窓口、市民(住民)の福祉、健康、土木、防災など区役所が重要な役割を担っている。市民の満足度は高い。地域による独自のまちづくりを行う地区が出てきた。(公共施設の委託事業や地域力向上事業での3年間の補助金で自助の力で各種団体の意欲が出て地域の活性化とまちづくりが推進された。ある意味住民自治が進んだ。)
- ・自治会連合会の意識も強くなった。区の職員と連携や情報もとりやすくなった。
- ・本庁へ行かなくても区役所が1次的な窓口になる。
- ・これまで焦点があたりなかった貴重な地域資源が掘り起こされた。
- ・政令市となり、特に以前の郡や町では運営の難しい観光への取り組みができたことで、地域の活性化に繋がった。資源がいかされてきた。(大河ドラマ「井伊直虎」天竜区の木材など)
- ・本庁に行かなくても、比較的身近な場所である区役所にて、市民サービスの提供を受けることができるようになった。(ただし、施行当時のいろいろな背景、環境も考慮しなければならない。)

【区の現状課題の整理(再編でしか解決出来ない問題としなくても出来るものの項目分け)】

<再編でしか解決できない問題項目>

- ・南区の一部の地域では、区役所にいく公共交通が未整備なので不便をしている。面的、人口バランスを考慮し、配置されていない。
- ・区がまたがる学区(校区)は、解消しなければならない。小学校10校ある。(中区と南区、東区、北区)
- ・同じ浜松市民でありながら、「区民」という意識により浜松市民という意識を分断させることにつながるケースがある。
- ・県議会選挙では毎回、複数区において無投票選挙が発生し、民主政治上好ましくない。憲法 15 条に定めた「成年者による普通選挙を保障する」を有権者に提供できない。
- ・日常的には、区は影響されない。どこに住んでいようが、日常は変わらない。まちづくりもそうである。
- ・時代とともに対応できるノウハウや専門性が必要となってきた(区役所の強化)。
- ・身近なサービス機能を強化して住民自治を推進していく(協働センターなどの役割の強化)
- ・福祉や土木関係の差を無くしていく。(区によって違うことを無くす)
- ・市民の声が本庁に届く体制に力を入れていく。
- ・人件費の削減。二重行政の無くす。官民連携で兼業副業の民間の力を最大限活用していく。部署によっては必要な人事配置(適材適所)をはっきりさせる。
- ・教育委員会の新たな設置。(広範囲による課題への対応強化で分散設置)
- ・同じ市民サービスでも、区により市の判断基準に差異が生じる場合も見受けられるし、区役所への公共交通アクセスの不便さがある。さらに、区役所で結論が出ない場合がある。
- ・住民登録地等の区でしか、提供できないサービスが存在する。
- ・区役所は本庁との違いが分かりにくいし、意思統一がされてなく、連携が取れていない。
- ・組織が複雑で本庁と区役所の責任の所在が曖昧となる(2重行政がある⇒無駄になる)
- ・専門的な業務は区役所では、解決に時間がかかり、市役所のほうが早い場合がある。
- ・各区から市全体の施策につながっていない。(バラバラではよくない。ひとつの浜松は一体感も必要である。)
- ・住民自治をどこでやるか。(龍山、三ヶ日、和地の地元地域の各団体への委託事業の広がり)
- ・区協議会での建議・要望が減少してきた(平成 17 年から 30 年までは30とか17あった)
平成 24 年から3とか1しかない

<再編しなくてもできる項目>

- ・協働センターの面的バランス(範囲)や人口バランスに差異があり解消しなければならない。協働センターの新設
- ・協働センターの103業務には市民の利用頻度に隔たりがあり、必要最小限に整理する必要がある。
- ・区協議会が形骸化され、住民自治が担保されていない。
小規模多機能自治の導入や旧自治体単位の任意の会議体なども必要。
- ・浜松市民としての一体性が欠落している。
- ・広大な市域となり、公共交通の整備が課題である。(各自治会単位の公共交通、自動運転、Mass など)
- ・将来的には、ICTを活用し、デジタルファースト宣言し、推進している浜松市は、行政手続きのデジタル化、印鑑廃止、さらに、国の進めているマイナンバーカードへの情報入手し証明書添付不要を目指す。他都市で実施されている証明窓口の民間委託やで経費削減、デジタル化で人(職員)もスペース(建物や空間等)も不用になる。